

# 神奈川県川崎競馬組合情報公開条例施行規則

(平成15年 5月15日規則第2号)

改正 (平成28年 8月17日規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者が管理する文書等について神奈川県川崎競馬組合情報公開条例（平成15年神奈川県川崎競馬組合条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書等から除く電磁的記録)

第2条 神奈川県川崎競馬組合情報公開条例（以下「条例」という。）第3条第1項第3号に規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。

- (1) 会議の記録を作成するために録音等をしたテープ等に記録されている電磁的記録
- (2) 書式情報（文書等の体裁に関する情報をいう。）を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録

(文書等公開請求書の記載事項等)

第3条 条例第9条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、条例第13条第2項に規定する公開の方法のうち、公開請求をしようとするものが求める公開の方法とする。

2 条例第9条第1項の規定による請求書の提出は、文書等公開請求書（第1号様式）により行わなければならない。

(公開請求に対する諾否決定の通知)

第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、文書等の全部を公開するときは文書等公開決定通知書（第2号様式）により、文書等の一部を公開するときは文書等一部公開決定通知書（第3号様式）により、文書等の全部の公開を拒むときは文書等公開拒否決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(諾否決定期間の延長等の通知)

第5条 条例第10条第4項の規定による通知は、文書等公開諾否決定期間延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

2 条例第10条第5項の規定による通知は、文書等公開諾否決定期間特例延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第6条 条例第11条第1項の規定による通知は、文書等公開請求事案移送通知書（第7号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第7条 条例第12条第1項及び第2項に規定する実施機関の定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあつては、同条第2項に該当する場合に限る。）とする。

- （1） 公開請求の年月日
- （2） 条例第12条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- （3） 公開請求に係る文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- （4） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第12条第1項及び第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書（第8号様式）により行うものとする。

3 条例12条第3項（条例第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、文書等公開通知書（第9号様式）により行うものとする。

（電磁的記録の公開の方法）

第8条 条例第13条第2項に規定する実施機関の定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、管理者が適当と認める方法により行うものとする。

- （1） 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写した物の交付
- （2） その他の電磁的記録 当該電磁的記録を管理者が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写した物の交付

（文書等の閲覧又は視聴の実施）

第9条 文書等（文書等を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力した物及びこれを複写した物並びに専用機器により再生したものを含む。以下この条において同じ。）の閲覧又は視聴は、管理者が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 前項の場合において、文書等の閲覧または視聴をする者は、当該文書等を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。

3 前2項の規定に違反する者に対しては、管理者は、文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(文書等の写し等の作成等)

第10条 文書等(文書等を複写したもの並びに第8条第2号に規定する用紙に出力した物及びこれを複写した物を含む。以下この条において同じ。)の写し等の作成は、管理者が別に定める方法により行うものとする。

2 文書等の写し等の交付の部数は、一の請求につき1部とする。

3 条例第15条に規定する写し等の交付に要する費用は、前納とする。

(諮問した旨の通知)

第11条 条例第17条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書(第10号様式)により行うものとする。

(神奈川県川崎競馬組合情報公開審査会への通知)

第12条 管理者は、公開請求に対する諾否の決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求につき行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条から第36条までに規定する手続きが行われたときは、遅滞なく、その旨を神奈川県川崎競馬組合情報公開審査会に通知するものとする。

(文書等の目録の作成及び閲覧)

第13条 条例第24条第3項に規定する文書等の目録(以下「目録」という。)の作成は、ファイル文書目録(第11号様式)及び30年(10年)保存文書目録(第12号様式)により行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、目録の作成に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

3 目録は、神奈川県川崎競馬組合事務所において一般の閲覧に供するほか、管理者が別に定めるところにより公表するものとする。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 文書等公開請求書

年 月 日

神奈川県川崎競馬組合管理者様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

神奈川県川崎競馬組合情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。


公開請求に係る 文書等の内容	〔 公開請求に係る特定の文書等がわかるように、文書等の件名又は 知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。 〕	
	文書等を管理して いる課	神奈川県川崎競馬組合 課
	文書等の処理年度	年 度
求める公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴を請求します。 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付を請求します。（ <input type="checkbox"/> 送付を希望します。）	
備 考		

備考 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

## 文書等公開決定通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 

年 月 日に公開請求のありました文書等について、次のとおり公開します。

公開請求に係る 文書等の内容	
文書等の公開 の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの 間に、神奈川県川崎競馬組合事務所にお越しください。  なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当課 まで御連絡ください
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課  電話番号 (044) 233-6701 内線

- 備考
- 1 文書等の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
  - 2 「文書等の公開の期日及び場所」の欄は、文書等の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
  - 3 文書等の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

## 文書等一部公開決定通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 

年 月 日に公開請求のありました文書等については、次のとおり公開します。  
ただし、当該文書等には、公開することができない部分が一部あることを御了承ください。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県川崎競馬組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県川崎競馬組合を被告として（訴訟において神奈川県川崎競馬組合を代表する者は神奈川県川崎競馬組合管理者となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。


公開請求に係る文書等の内容	
公開することが出来ない部分及び理由	(公開することができない部分の概要) 神奈川県川崎競馬組合情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由)
文書等の公開の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に、神奈川県川崎競馬組合事務所にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当課まで御連絡ください
時限性公開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 (044) 233-6701 内線

- 備考 1 文書等の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
- 2 「文書等の公開の期日及び場所」の欄は、文書等の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
- 3 文書等の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る文書等の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

## 文書等公開拒否決定通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 

年 月 日に公開請求のありました文書等については、次のとおり公開を拒みます。  
なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県川崎競馬組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県川崎競馬組合を被告として（訴訟において神奈川県川崎競馬組合を代表する者は神奈川県川崎競馬組合管理者となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。


公開請求に係る文書等の内容	
公開を拒む理由	神奈川県川崎競馬組合情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由)
時限性公開	上に示した公開を拒む理由のうち、 については、年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 (044) 233-6701 内線

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る文書等の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

## 文書等公開諾否決定期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 

年 月 日に請求のありました文書等の公開については、神奈川県川崎競馬組合情報公開条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。


公開請求に係る 文書等の内容	
決定期間を延長 する理由	
決定期間を延長 した後の諾否の 決定を行う期限	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 (044) 233-6701 内線



## 文書等公開諾否決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 

年 月 日に請求のありました文書等の公開については、神奈川県川崎競馬組合情報公開条例第10条第5項の規定により、請求のあった日から起算して60日以内に文書等の相当の部分について諾否の決定を行い、残りの文書等については、相当の期間内に諾否の決定を行いますので、次のとおり通知します。


なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る 文書等の内容	
60日以内に文書等のすべてについて諾否の決定を行うことができない理由	
文書等の相当の部分について諾否の決定を行う期限	年 月 日
残りの文書等について諾否の決定を行う期限	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 (044) 233-6701 内線

## 文書等公開請求事案移送通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 

年 月 日に請求のありました文書等の公開については、神奈川県川崎競馬組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。


なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

公開請求に係る 文書等の内容	
移送を受けた 実施機関	
移送を受けた 実施機関の 事務担当室課所	局（所） 課 室・部 グループ（係） 電話番号 内線
事案を移送した 理由	
移送をした 実施機関の 事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 電話番号（044）233-6701 課 内線

## 意見書提出機会付与通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 


神奈川県川崎競馬組合では、管理している文書等についての公開をするため、神奈川県川崎競馬組合情報公開条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている文書等について、神奈川県川崎競馬組合情報公開条例第4条の規定に基づき公開請求がありましたが、この文書等を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第12条第1項（第2項）の規定により、次のとおり通知します。

公開請求に係る文書等の内容	
公開請求に係る文書等に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開請求があった日	年 月 日
条例第12条第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第12条第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当課)	所在地 川崎市川崎区富士見1丁目5番1号 郵便番号 210-0011 神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 (044) 233-6701 内線

## 文 書 等 公 開 通 知 書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 

あなたに関する情報が記録されている文書等を公開しますので、神奈川県川崎競馬組合情報公開条例第12条第3項（第18条第1項において準用する第12条第3項）の規定により、次のとおり通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県川崎競馬組合管理者に対して審査請求をすることができます。


また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県川崎競馬組合を被告として（訴訟において神奈川県川崎競馬組合を代表する者は神奈川県川崎競馬組合管理者となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る文書等の内容	
公開請求に係る文書等に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 (044) 233-6701 内線

## 情報公開審査会諮問通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 

文書等の公開請求に係る諾否決定等に対する審査請求について、神奈川県川崎競馬組合情報公開条例第16条第1項の規定により神奈川県川崎競馬組合情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第17条の規定により、次のとおり通知します。

諾否決定等に係る 文書等の内容	
審査請求の内容	
審査請求が あった日	年 月 日
審査会に 諮問した日	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 (044) 233-6701 内線



